

# 南伊勢町下水道事業経営戦略

- ・ 特定環境保全公共下水道事業
- ・ 漁業集落排水事業
- ・ 農業集落排水事業

平成 28 年度

三重県 度会郡 南伊勢町

## 目 次

第 1 章	経営戦略策定の趣旨	1
1-1	目 的	1
1-2	計画期間	1
第 2 章	下水道事業の現状と課題	2
2-1	下水道事業の概要	2
2-2	下水道事業の現状	2
2-3	下水道事業の課題	8
第 3 章	経営の基本方針	13
第 4 章	投資・財政計画	14
4-1	試算条件	14
4-2	投資・財政計画（収支計画）	15
第 5 章	効率化・経営健全化の取組み	22
5-1	投資についての取組み	22
5-2	財源についての取組み	23
5-3	投資以外の経費についての取組み	23
5-4	その他の取組み	24
第 6 章	経営戦略の進捗管理	25

## 第1章 経営戦略策定の趣旨

### 1-1 目的

本町下水道事業等では、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、事業の経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められている。

本業務は、このような中で公営企業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するものである。

経営戦略の策定にあたっては、総務省が示した「経営戦略策定ガイドライン平成28年1月」に準拠した内容とする。

### 1-2 計画期間

計画期間は、平成28年度～平成37年度の10年間とする。

## 第2章 下水道事業の現状と課題

### 2-1 下水道事業の概要

本町は、平成17年10月1日に旧南勢町と旧南島町が合併し、総面積241.89km<sup>2</sup>、行政人口13,799人（平成28年3月末）の南伊勢町として下水道事業が進められている。

本町では、特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業の3つの事業を行っている。以下に、各地区の事業種別と供用開始年度を示す。

表 2-1 事業種別と供用開始年度

対象事業	処理区	供用開始	備考
公共下水道事業	五ヶ所・切原・飯満	平成20年4月	
	船越	平成12年4月	
	中津浜浦	平成5年6月	H26年1月廃止 船越浄化センターに統合
漁業集落排水事業	神前浦	平成22年4月	
	奈屋浦・東宮	平成16年4月	
	方座浦・小方竈	平成15年4月	
	宿浦	平成12年4月	
	田曾浦	平成10年4月	
	南海	平成24年10月	
農業集落排水事業	穂原	平成13年6月	

## 2-2 下水道事業の現状

本町の公共下水道事業は3処理区あり、そのうち中津浜浦処理区は、平成26年1月に廃止し、船越浄化センターに統合されている。他2処理区は整備が完了している。漁業集落排水事業は6処理区、農業集落排水事業は1処理区あり、全て整備が完了している。

### (1) 下水道の普及状況

本町の汚水処理の普及状況は、表2-2、図2-1に示すとおりである。平成27年度末の公共下水道の普及率は20.0%、農業集落排水は6.0%、漁業集落排水は33.0%、その他合併浄化槽が11.0%となっており、汚水処理普及率は70.0%となっている。

表 2-2 普及状況の推移

年度	行政人口 (人)	汚水処理 人口 (人)	汚水処理 人口普及率 (%)	公共下水道		農業集落排水		漁業集落排水		合併浄化槽		備考
				処理人口	普及率	処理人口	普及率	処理人口	普及率	処理人口	普及率	
				(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
H23	15,522	9,675	62.0	2,746	18.0	921	6.0	4,628	30.0	1,380	9.0	
H24	15,022	10,251	68.0	3,001	20.0	902	6.0	4,908	33.0	1,440	10.0	
H25	14,571	10,017	69.0	2,913	20.0	874	6.0	4,759	33.0	1,471	10.0	
H26	14,157	9,879	70.0	2,854	20.0	851	6.0	4,658	33.0	1,516	11.0	
H27	13,799	9,682	70.0	2,784	20.0	834	6.0	4,530	33.0	1,534	11.0	

出典 公共、集排：町資料より  
浄化槽：「三重の下水道」より

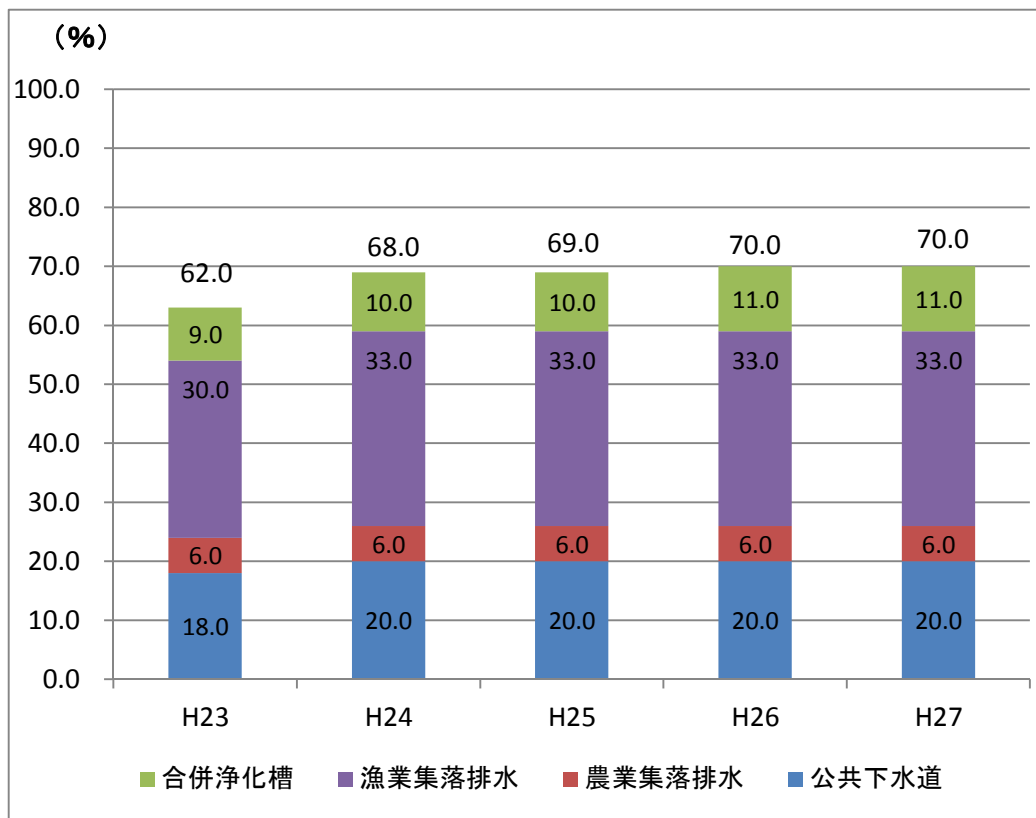


図 2-1 普及状況の推移

## (2) 下水道の水洗化状況

表 2-3、図 2-2 に、公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の水洗化状況の推移を示す。平成 27 年度末の公共下水道の水洗化率は 50.9%、農業集落排水は 76.9%、漁業集落排水は 89.9%となっている。

表 2-3 水洗化状況の推移

年度	公共			農集			漁集		
	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
	①	②	②/①	①	②	②/①	①	②	②/①
H23	2,746	1,232	44.9	921	757	82.2	4,628	3,697	79.9
H24	3,001	1,379	46.0	902	648	71.8	4,908	3,712	75.6
H25	2,913	1,450	49.8	874	636	72.8	4,759	4,050	85.1
H26	2,854	1,445	50.6	851	633	74.4	4,658	4,072	87.4
H27	2,784	1,417	50.9	834	641	76.9	4,530	4,072	89.9

※各年:年度末値

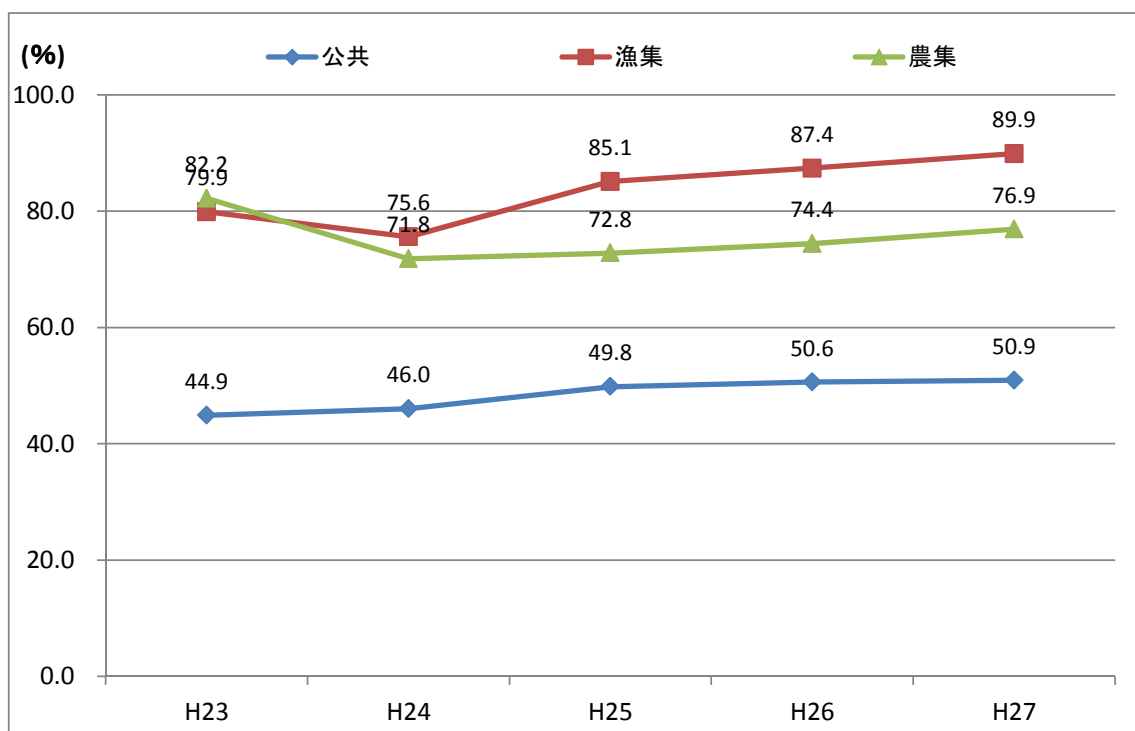


図 2-2 水洗化状況の推移

### (3) 管渠、処理場の整備状況

表 2-4 に管渠の整備状況、表 2-5 に処理場の整備状況を示す。平成 25 年度末の管渠総延長は約 104km である。また、処理場については、現在稼働している処理場が 9 箇所あり、最も古い漁業集落排水（田曾浦地区）で約 18 年（平成 27 年度末時点）が経過している状況である。

表 2-4 管渠の整備状況

対象事業	処理区	管渠延長 (m)	MP (基)	真空 ST (基)	備考
公共下水道事業	五ヶ所・切原・飯満	22,669.93	9		
	船越	9,607.88	19		
	中津浜浦	1,370.27	4		
	小計	33,648.08			
漁業集落排水事業	神前浦	5,324.95	5		
	奈屋浦・東宮	12,045.67	11		
	方座浦・小方竈	4,671.88	6		
	宿浦	8,936.88	12		
	田曾浦	7,589.95	8		
	南海	13,500.00	8	2	
	小計	52,069.33			
農業集落排水事業	穂原	14,729.23	19		
合計		104,446.64	101	2	

※平成 25 年度末実績

表 2-5 処理場の整備状況

対象事業	処理区	処理水量 (m <sup>3</sup> /日最大)	備考
公共下水道事業	五ヶ所・切原・飯満	1,200	
	船越	600	
	中津浜浦	125	H26 年 1 月廃止 船越浄化センターに統合
漁業集落排水事業	神前浦	485	
	奈屋浦・東宮	792	
	方座浦・小方竈	289	
	宿浦	605	
	田曾浦	607	
	南海	439	
農業集落排水事業	穂原	527	

※平成 25 年度末実績

#### (4) 下水道経営の状況

##### ① 使用料収入の状況

表 2-6、図 2-3 に、使用料収入の推移を示す。平成 27 年度末の公共下水道事業の使用料は 30.2（百万円）、漁業集落排水事業は 60.6（百万円）、農業集落排水事業は 10.5（百万円）である。

表 2-6 使用料収入の推移

年度	下水道使用料(百万円)		
	公共	漁集	農集
H23	25.1	57.9	11.3
H24	26.2	58.3	11.3
H25	27.9	59.9	11.0
H26	29.6	60.4	10.6
H27	30.2	60.6	10.5

出典: 決算統計より

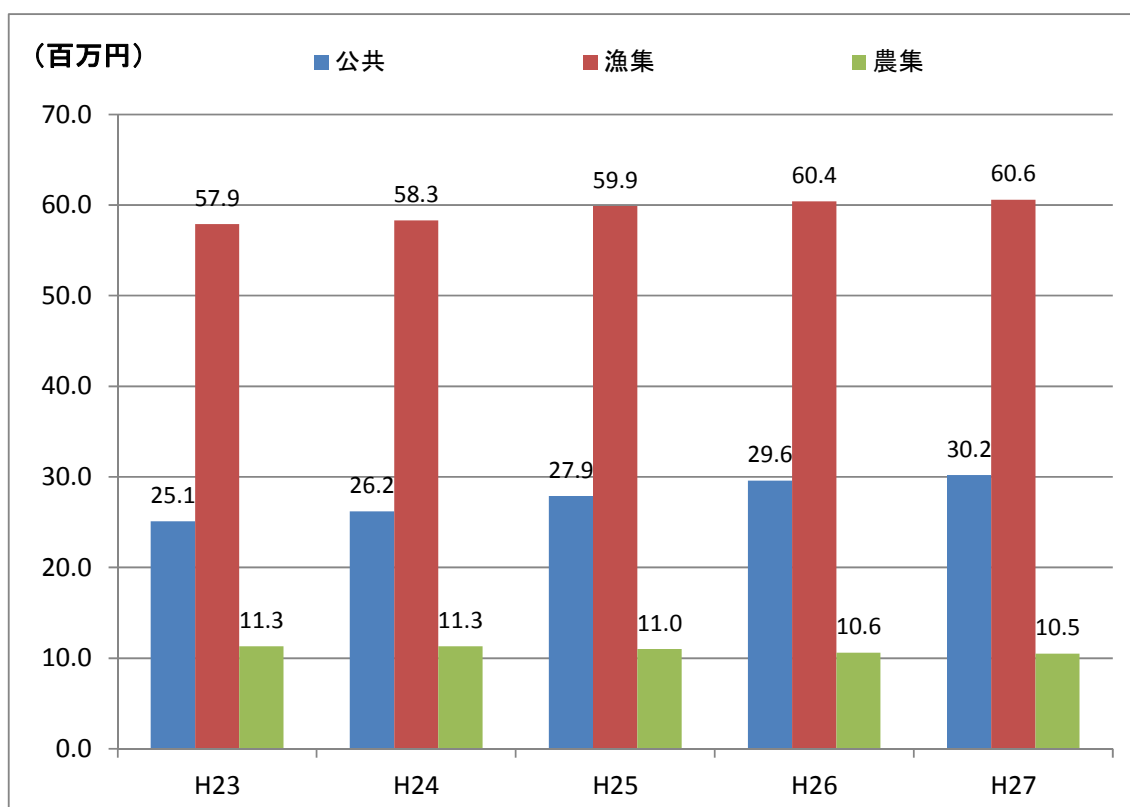


図 2-3 使用料収入の推移



## ②一般会計繰入金の状況

表 2-7、図 2-4 に、一般会計繰入金の推移を示す。平成 27 年度末の公共下水道事業の一般会計繰入金は 161（百万円）、漁業集落排水事業は 219（百万円）、農業集落排水事業は 20（百万円）である。

表 2-7 一般会計繰入金の推移

年度	繰入金(百万円)		
	公共	漁集	農集
H23	369	128	41
H24	320	120	31
H25	348	143	29
H26	424	188	23
H27	400	161	20

出典：決算統計より

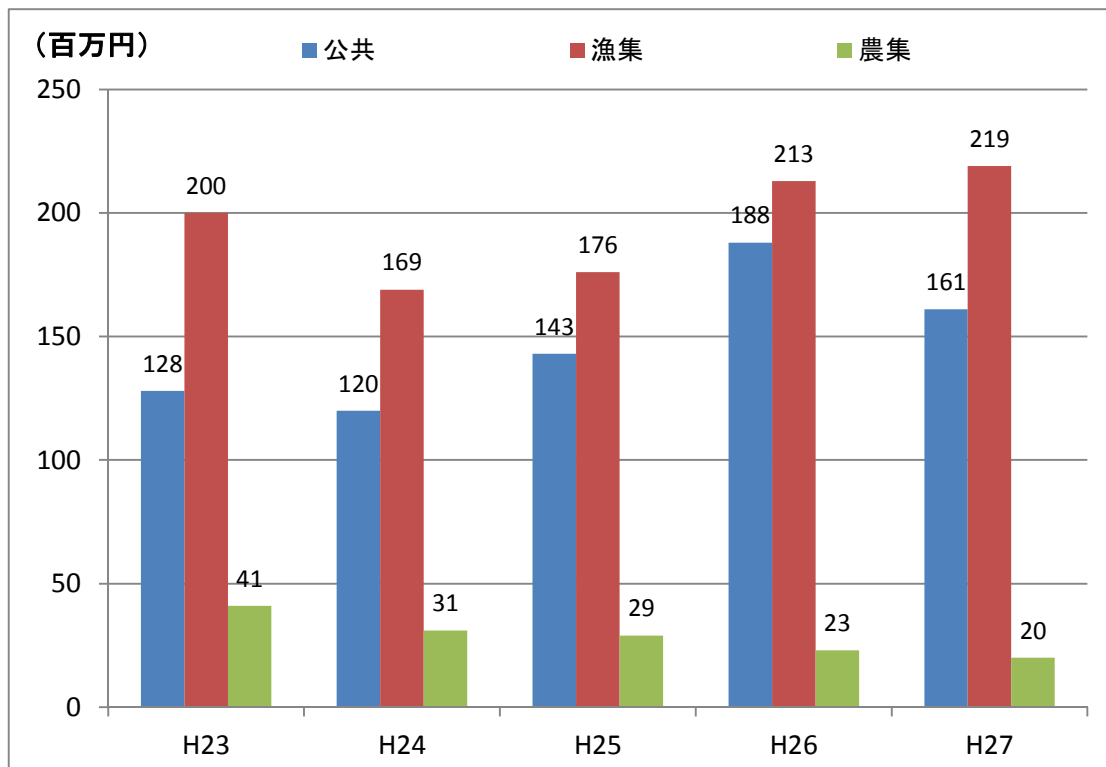


図 2-4 一般会計繰入金の推移

## 2-3 下水道事業の課題

以上の下水道事業における現状より、課題を以下に取りまとめる。

### ① 下水道の効率的な建設改良投資の実施

#### 【建設投資】

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業は、管路整備が完了していることから、新設の管路整備に係る投資は発生しない予定である。

漁業集落排水事業については、現在供用開始している、田曾浦・宿浦・礪浦・相賀浦・奈屋浦・神前浦・方座浦の7地区について整備はほぼ完了しているため、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業と同様に新設の管路整備の投資は発生しない予定である。

但し、漁業集落排水整備事業の計画は有るが未着手となっている・贅浦・阿曾浦・古和浦の3地区については、各地区の要望及び財政面等を鑑みると、10年以内の事業着手については再検討の必要があるため、未整備地区について今回の検討からは除外することとする。

#### 【改良投資】

各事業において、管路整備が完了していることから、今後は改築更新に係る費用が発生すると考えられる。

特定環境保全公共下水道事業については、船越浄化センターは施設の状況を把握し、改築更新を検討する必要がある。五ヶ所・切原・飯満浄化センターは供用開始後、年数が経過していないため、今後10年間での改築更新費用は発生しない見込みである。

農業集落排水事業は、平成26年度に実施した機能診断調査結果から、現状通り小規模修繕で施設を維持できるため、当面、改築更新費用は発生しないと考える。

漁業集落排水事業については、老朽化が著しい施設もあるため、長寿命化計画に従い、今後10年間に処理施設の改築更新費用が発生する見込みである。

今後10年間においては、改築に係る投資は比較的少ない見込みであるが、20年後、30年後には、改築費用は増加するものと思われるため、改築更新事業費の平準化及び効率化を行っていく必要がある。

## ②下水道の建設改良投資に必要な財源の確保

上記より、今後増加する改良投資に対する財源を確保する必要がある。しかしながら、今後行政人口は減少すると予測され、それに伴い、処理人口、水洗化人口は減少し、使用料収入の減少が予想される。よって、改築更新に必要な財源確保が困難になると推測され、厳しい財政状況の中で、改築更新を行っていく必要がある。

## ③下水道の安定的な維持管理運営とその費用の確保

下水道の整備完了後は、安定した維持管理運営により、下水道サービスを提供していく必要がある。また、今後下水道の整備に伴い、下水道資産は増加し、その修繕費、維持管理委託料、処理場施設の動力費等も増加することとなり、その財源確保が重要となってくる。しかしながら、処理人口、水洗化人口は減少し、使用料収入の減少が予想され、財源が不足する分については、一般会計繰入金から補填することとなる。本来、汚水処理に要する費用は、私費（下水道使用料）で負担することとされているため、一般会計から繰り入れることは、下水道運営において適正な状況とは言えない。よって、将来にわたって、安定した維持管理運営を行っていく上では、段階的に使用料単価の見直しを行っていくことも必要である。

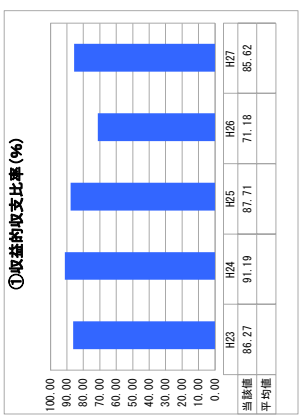
# 経営比較分析表

三重県 南伊勢町

業種名 法非通用	業種名 下水道事業	類似団体区分 D2	人口(人) 13,915	面積(km <sup>2</sup> ) 241.89	人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 57.53
資金不足比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	処理区域人口(人) 2,784	処理区域面積(km <sup>2</sup> ) 0.22	処理区域人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 12,654.55
-	該当数値なし	20.18	1か月20m <sup>3</sup> 当たり要薬料金(円) 3,348		

グラフ凡例  
■ 当該団体値 (当該値)  
■ 類似団体平均値 (平均値)  
□ 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



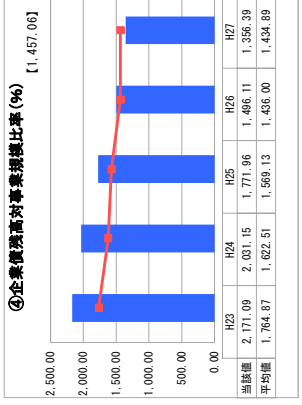
【単年度の収支】



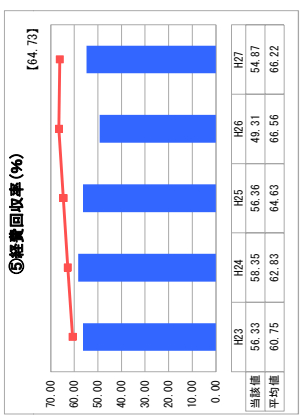
【累積欠損】



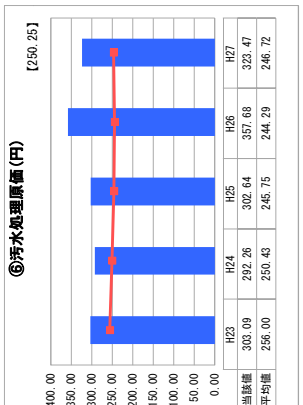
【支払能力】



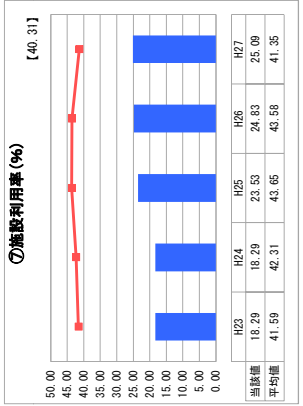
【償還残高】



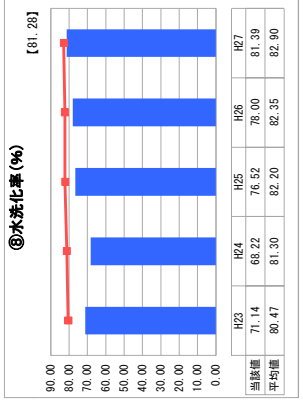
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】



【施設の効率性】



【使用料対象の捕捉】

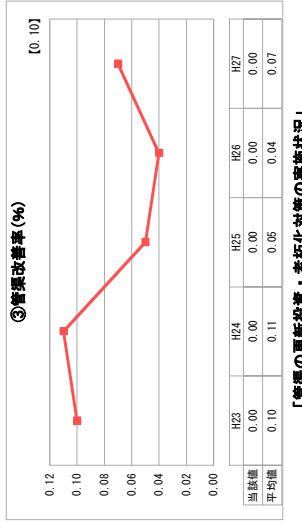
## 2. 老朽化の状況



【施設全体の減価償却の状況】



【事業の経年化の状況】



【管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況】

## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
経費回収率や施設利用率が低く、整備した施設が現状では適切な水準の増収収入に結びついていない。

2. 老朽化の状況について  
現時点では、比較的施設が新しいため、管渠更新等には必要ない。

全体総括  
今後は施設の老朽化による修繕コストの増加が予想されるため、より一層の加入促進を行うことで、経費回収率を上げると共に、長寿命化計画を立てることで適切な維持管理を行っていく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
※ 平成23年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 経営比較分析表

三重県 南伊勢町	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
	法非通用	下水道事業	H2	13,915	241.89	57.53
	資金不足比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	処理区域人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	該当数値なし	32.83	99.37	4,530	0.93	4,870.97
	1か月20m <sup>3</sup> 当たり要経料金(円)	3,348				

## グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

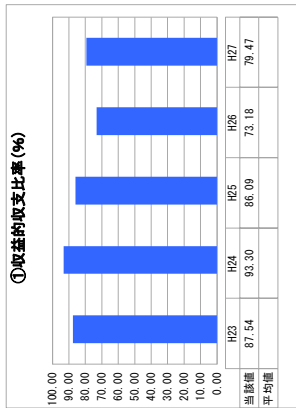
## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 水処理率は、類似団体の平均値を上回っていることから、稼働率は良好といえるが、現在も管路整備が継続中のため、今後は整備完了後の加入率が課題となってくる。

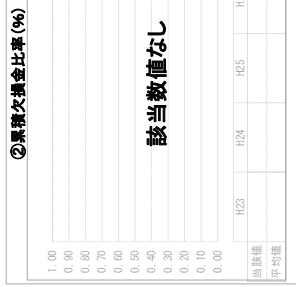
2. 老朽化の状況について  
 現時点では、管渠の更新については必要ないが、処理施設については、一部の施設の老朽化が進んでいることから、今後は寿命延長対策による修繕計画を立てることで、低予算で適切な維持管理を行っていく必要がある。

全体総括  
 一部処理施設の老朽化が進んでいることから、引き続き維持修繕に必要な経費が増加することが予測されるため、経費回収率の減少が予測される。

## 1. 経営の健全性・効率性



【単年度の収支】



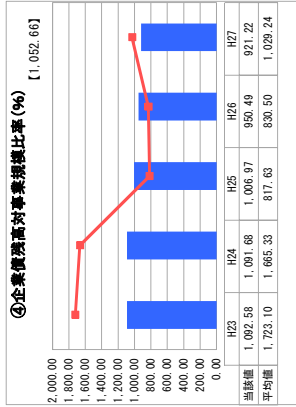
【累積欠損】



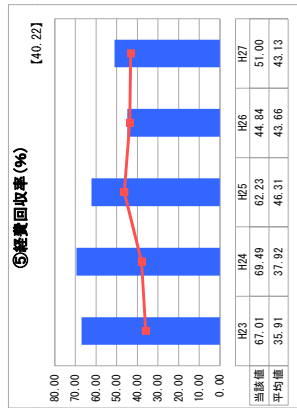
【支払能力】



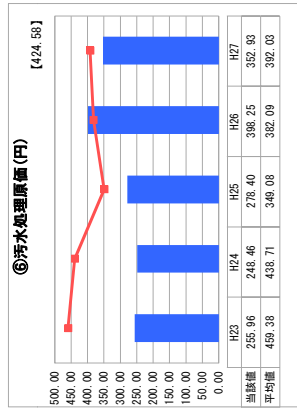
【債務残高】



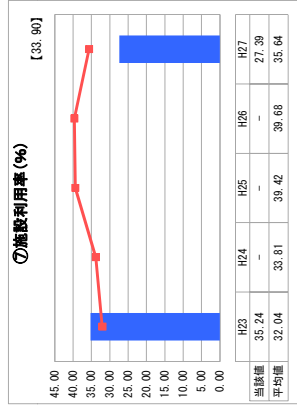
【企業債残高対事業費比率】



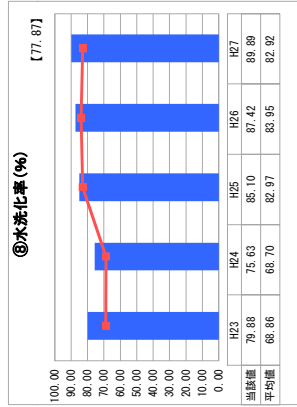
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】

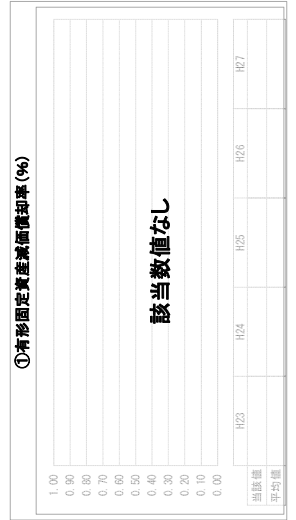


【施設の効率性】



【使用料対象の捕捉】

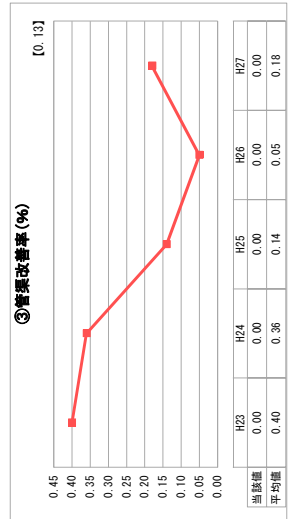
## 2. 老朽化の状況



【施設全体の減価償却の状況】



【管渠の経年劣化の状況】



【管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況】

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業費比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 経営比較分析表

三重県 南伊勢町	業種名 法非通用	事業名 農業集落排水	類似団体区分 F3	人口(人) 13,915	面積(km <sup>2</sup> ) 241.89	人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 57.53
	資金不足比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	処理区域内人口(人) 834	処理区域面積(km <sup>2</sup> ) 0.66	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 1,263.64
	-	6.04	93.81	1か月20m <sup>3</sup> 当たり要経料金(円) 3,348		

## グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 分析欄

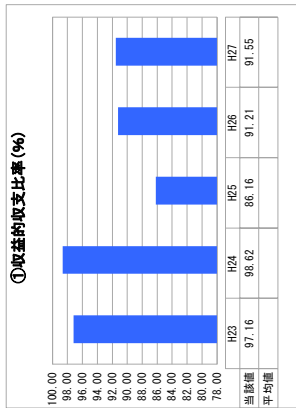
1. 経営の健全性・効率性について  
 経費回収率は、類似団体と比べ上回っているが、人口減少に伴い、回収率の減少が予測される。

2. 老朽化の状況について  
 現時点では、管渠の更新等の必要が無いため、適切な維持管理を行うことで、修繕等の経費を削減していく。

## 全体総括

今後も人口減少が想定されるため、経費回収率及び施設利用率の減少が考えられることから、加入促進により有収率を向上させ、維持管理費用を軽減させる必要がある。

## 1. 経営の健全性・効率性



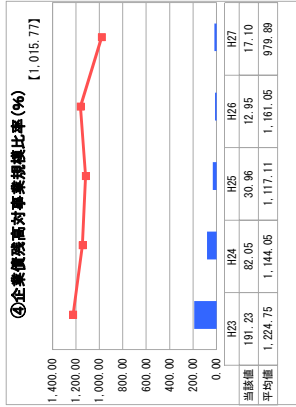
【単年度の収支】



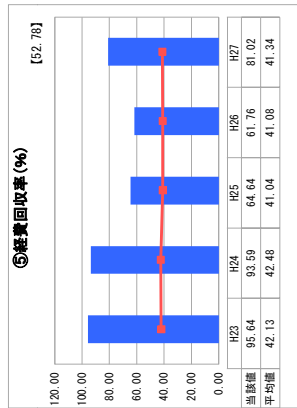
【累積欠損】



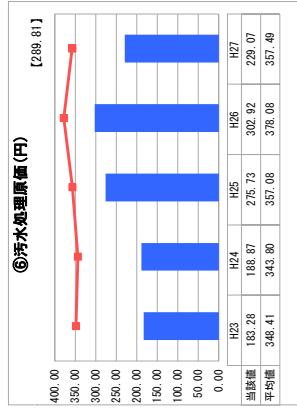
【支払能力】



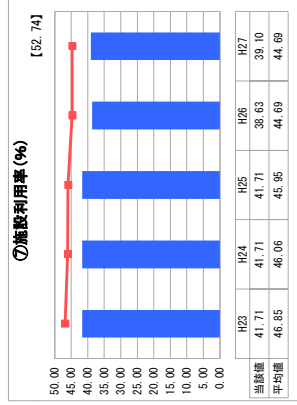
【償還残高】



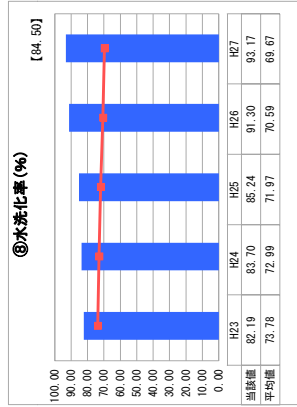
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】



【施設の効率性】



【使用料対象の捕捉】

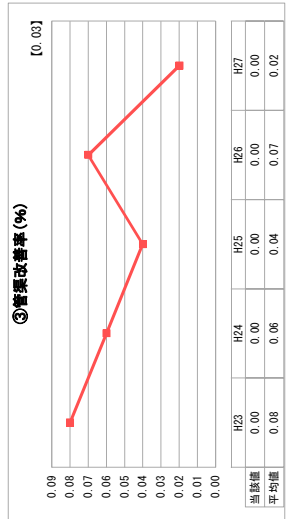
## 2. 老朽化の状況



【施設全体の減価償却の状況】



【管渠の経年劣化の状況】



【管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況】

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

### 第3章 経営の基本方針

本町の下水道事業は、生活環境の改善・公共用水域の水質保全（汚水の排除）を目的として、鋭意整備が進められてきた。今後、下水道整備の時代から維持管理の時代に移行していく中で、将来にわたって、持続可能で安定した下水道サービスを町民の皆様提供していくことが重要になってくる。

しかしながら、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増している状況である。

今回、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、下記重点項目に取り組むことにより、必要な住民サービスを安定的に継続することを基本方針とする。

#### 【経営安定化のための基本方針】

○施設の改築・更新は、ストックマネジメント計画や施設の統廃合計画等により、計画的な改築・更新を行い、経費の削減を図る。

○広報活動（広報誌やHP掲載等）による水洗化率の向上に努め、安定した使用料収入の確保に努める。また、ストックマネジメント計画の活用により、維持管理に係る経費削減に努め、一般会計からの基準外繰入を最小限に抑える。

## 第4章 投資・財政計画

### 4-1 試算条件

以下に、投資・財政計画の試算条件を示す。

表 4-1 試算条件

項目	試算条件
試算期間	
H26.H27年	決算統計より。
H28年	予算額を計上。
H29～H37年	下記条件による試算値。
収益的収支	
収益的収入	
営業収益	
料金収入(下水道使用料)	将来の水洗化世帯数を推計し、現況の使用料と水洗化世帯の割合より、将来の使用料を算定。
営業外収益	
他会計繰入金	H28年度値と同額を繰り入れると仮定。 そのうち、基準内繰入額は、H27実績と同程度を繰り入れると仮定。
収益的支出	
営業費用	
職員給与費	平成28年度予算額を固定。
その他	〃
営業外費用	
支払利息	起債償還表より。
資本的支出	
資本的収入	
地方債	町計画より。
他会計補助金	H28年度値と同額を繰り入れると仮定。 そのうち、基準内繰入額は、H27実績と同程度を繰り入れると仮定。
国・県補助金	町計画より。
資本的支出	
建設改良費	町計画より。
地方債償還金	起債償還表より。



表 4-2 現行の下水道使用料単価

下水道使用料金早見表

【消費税8%】

m <sup>3</sup>	下水道 使用料金	m <sup>3</sup>	下水道 使用料金	m <sup>3</sup>	下水道 使用料金	m <sup>3</sup>	下水道 使用料金	m <sup>3</sup>	下水道 使用料金
1	1,620	21	3,520	41	6,976	61	10,432	81	13,888
2	1,620	22	3,693	42	7,149	62	10,605	82	14,061
3	1,620	23	3,866	43	7,322	63	10,778	83	14,234
4	1,620	24	4,039	44	7,495	64	10,951	84	14,407
5	1,620	25	4,212	45	7,668	65	11,124	85	14,580
6	1,620	26	4,384	46	7,840	66	11,296	86	14,752
7	1,620	27	4,557	47	8,013	67	11,469	87	14,925
8	1,620	28	4,730	48	8,186	68	11,642	88	15,098
9	1,620	29	4,903	49	8,359	69	11,815	89	15,271
10	1,620	30	5,076	50	8,532	70	11,988	90	15,444
11	1,792	31	5,248	51	8,704	71	12,160	91	15,616
12	1,965	32	5,421	52	8,877	72	12,333	92	15,789
13	2,138	33	5,594	53	9,050	73	12,506	93	15,962
14	2,311	34	5,767	54	9,223	74	12,679	94	16,135
15	2,484	35	5,940	55	9,396	75	12,852	95	16,308
16	2,656	36	6,112	56	9,568	76	13,024	96	16,480
17	2,829	37	6,285	57	9,741	77	13,197	97	16,653
18	3,002	38	6,458	58	9,914	78	13,370	98	16,826
19	3,175	39	6,631	59	10,087	79	13,543	99	16,999
20	3,348	40	6,804	60	10,260	80	13,716	100	17,172

【下水道使用料金算定方法】

$$\text{下水道使用料金} = (\text{基本料金} + \text{超過料金}) \times \text{消費税}$$

基本料金：1,500円 超過料金：160円

※ 10m<sup>3</sup>までが基本料金、10m<sup>3</sup>を超える場合は1m<sup>3</sup>ごとに超過料金を加算

4-3 投資・財政計画（収支計画）

次頁以降に、各事業の投資・財政計画（収支計画）を示す。

投資・財政計画(特定環境保全公共下水道事業)  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収入	1 総収入	148,480	157,528	171,768	172,966	172,246	171,526	170,703	169,983	169,263	168,543	167,823	166,794
	(1) 営業収入	29,591	30,240	29,992	31,166	30,446	29,726	28,903	28,183	27,463	26,743	26,023	24,994
	ア 料工事収入	29,591	30,240	29,992	31,166	30,446	29,726	28,903	28,183	27,463	26,743	26,023	24,994
	イ 受託工事収入												
	ウ その他												
収益的支出	(2) 営業外収入	118,889	127,288	141,776	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800
	ア 他会計繰入金	118,289	127,188	141,756	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800
	イ その他	600	100	20									
	2 総費用	87,171	79,931	92,825	91,006	89,245	87,485	85,830	84,338	82,993	81,739	80,588	79,508
	(1) 営業費用	60,016	55,116	69,657	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600
資本的収入	ア 職員給与	10,592	7,470	10,921	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900
	イ 退職手当	931	536										
	(2) 営業外費用	49,424	47,646	58,736	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700
	ア 業外費用	27,155	24,815	23,168	21,406	19,645	17,885	16,230	14,738	13,393	12,139	10,988	9,908
	ア 支払利息	27,155	24,815	23,168	21,406	19,645	17,885	16,230	14,738	13,393	12,139	10,988	9,908
資本的支出	イ 一時借入金利息												
	イ 他												
	3 収支差引(A)-(D)	61,309	77,597	78,943	81,960	83,001	84,041	84,873	85,645	86,270	86,804	87,235	87,286
	1 資本的収入	108,590	37,755	123,621	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600
	(1) 地方債	19,000	4,000	21,500									
資本的収入	うち資本費平準化債												
	(2) 他会計補助金	69,374	33,755	37,621	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600
	(3) 他会計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金	20,216		64,500									
資本的支出	(6) 工事負担金												
	(7) その他												
	2 資本的支出	169,899	115,352	133,454	111,477	112,677	107,446	94,659	80,844	76,235	68,856	61,537	55,689
	(1) 建設改良費	48,480	11,304	21,500									
	うち職員給与												
資本的支出	(2) 地方償還金	121,419	104,048	111,954	111,477	112,677	107,446	94,659	80,844	76,235	68,856	61,537	55,689
	(3) 他会計長期借入金返還金												
	(4) 他会計への繰出金												
	(5) その他												
	3 収支差引(F)-(G)	△ 61,309	△ 77,597	△ 9,833	△ 73,877	△ 75,077	△ 69,846	△ 57,059	△ 43,244	△ 38,635	△ 31,256	△ 23,937	△ 18,089

投資・財政計画(特定環境保全公共下水道事業)  
(収支計画)

区分	年 度										前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
	(E)+(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(A)												
収支再差引	(E)+(I)	(J)											69,110	8,083	7,924	14,195	27,814	42,401	47,635	55,548	63,298	69,197
積立金	(K)																					
前年度からの繰越金	(L)																					
前年度繰上充入金	(M)																					
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)											69,110	8,083	7,924	14,195	27,814	42,401	47,635	55,548	63,298	69,197
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)																					
実質収支	(P)												69,110	8,083	7,924	14,195	27,814	42,401	47,635	55,548	63,298	69,197
(N)-(O)	(Q)																					
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$																					
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$						71					86	84	85	85	88	95	103	106	112	118	123
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)																					
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)					29,591					30,240	29,992	31,166	30,446	29,726	28,903	28,183	27,463	26,743	26,023	24,994
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$	(T)																				
健全化法施行令第10条により算定した資金不足額	(U)																					
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(V)																					
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(W)																					
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$																					
他益計借入金残高	(W)																					
地方債残高	(X)						1,471,285					1,255,283	1,143,806	1,031,129	923,682	748,179	829,023	671,944	603,088	541,551	485,862	
○他会計繰入金																						
区分	年 度										前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収支分							118,289					127,188	141,756	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800
うち基準内繰入金							118,073					127,188	141,756	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800	141,800
うち基準外繰入金							216															
資本的収支分							69,374					33,755	37,621	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	37,600
うち基準内繰入金							10,828					1,675	1,867	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866
うち基準外繰入金							58,546					32,080	35,754	35,734	35,734	35,734	35,734	35,734	35,734	35,734	35,734	35,734
合計							187,663				160,943	179,377	179,400	179,400	179,400	179,400	179,400	179,400	179,400	179,400	179,400	179,400

投資・財政計画(漁業集落排水事業)  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)		前年度 (決算)		本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
		前々年度	前年度	前年度	本年度										
収益的収入	1 総収入	204,004	218,054	242,230	251,269	250,490	249,712	247,806	247,028	246,211	245,394	243,955			
	(1) 営業収入	60,416	60,610	60,115	69,169	68,390	67,612	65,706	64,928	64,111	63,294	61,855			
	イ 受託工事収入	60,416	60,610	60,115	69,169	68,390	67,612	65,706	64,928	64,111	63,294	61,855			
	ウ その他														
	(2) 営業外収入	143,588	157,444	182,115	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100
	ア 他会計繰入金	143,549	154,999	182,067	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100
	イ その他	39	2,445	48											
	2 総費用	166,607	149,336	195,303	193,396	191,503	189,726	187,196	185,741	184,399	182,703	181,195			
	(1) 営業費用	134,722	118,846	166,039	166,100	166,100	166,100	166,100	166,100	166,100	166,100	166,100	166,100	166,100	166,100
	ア 職員給与	31,774	29,887	41,755	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800	41,800
イ その他	2,794	2,148													
(2) 営業外費用	102,948	88,959	124,284	124,300	124,300	124,300	124,300	124,300	124,300	124,300	124,300	124,300	124,300	124,300	
ア 支払利息	31,885	30,490	29,264	27,296	25,403	23,626	22,489	21,096	19,641	18,299	16,603	15,095			
イ その他	31,885	30,490	29,264	27,296	25,403	23,626	22,489	21,096	19,641	18,299	16,603	15,095			
3 収支差引	(A)-(D)	37,397	68,718	46,927	57,873	58,987	59,986	60,034	61,287	61,812	62,691	62,760			
資本的収入	1 資本金的収入	234,821	249,470	175,568	86,000	99,300	160,100	122,100	122,100	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600
	(1) 地方債	77,900	94,000	90,000	5,400	11,700	40,500	27,000	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
	(2) 他会計補助金	68,967	63,518	74,611	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
	(5) 国(都道府県)補助金	76,772	78,183	10,957	6,000	13,000	45,000	30,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	(6) 工事負担金	4,860	5,410												
	(7) その他	6,322	8,359												
	2 資本的支出	263,382	294,697	295,125	146,757	161,821	225,345	192,440	183,954	172,565	119,702	100,843	92,136		
	(1) 建設改良費	151,211	169,656	169,769	12,000	26,000	90,000	60,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
(2) 地方償還金	112,171	125,041	125,356	134,757	135,821	135,345	132,440	133,954	122,565	119,702	100,843	92,136			
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引	(F)-(G)	△ 28,561	△ 45,227	△ 119,557	△ 60,757	△ 62,521	△ 65,245	△ 60,840	△ 50,465	△ 45,102	△ 26,243	△ 17,536			

投資・財政計画(漁業集落排水事業)  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収支再差引	(E)+(I)	8,836	23,491	△ 72,630	△ 2,884	△ 3,534	△ 5,259	△ 806	△ 1,244	10,822	16,710	36,448	45,224
積立金	(K)	8,357	8,357										
前年度からの繰越金	(L)	3,200	3,679										
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)-(L)-(M)	3,679	18,813	△ 72,630	△ 2,884	△ 3,534	△ 5,259	△ 806	△ 1,244	10,822	16,710	36,448	45,224
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	3,679	18,813										
実質収支	(P)												
(N)-(O)	(Q)			△ 72,630	△ 2,884	△ 3,534	△ 5,259	△ 806	△ 1,244	10,822	16,710	36,448	45,224
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$			△ 121	△ 4	△ 5	△ 8	△ 1	△ 2				
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	73	79	76	77	77	77	77	77	80	81	87	89
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	60,416	60,610	60,115	69,169	68,390	67,612	66,523	65,706	64,928	64,111	63,294	61,855
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第10条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他益計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	2,004,820	1,879,779	1,754,423	1,625,066	1,500,945	1,406,099	1,300,659	1,189,205	1,089,140	969,438	868,595	776,458

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収支分		143,549	154,999	182,067	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100
うち基準内繰入金		137,227	154,999	182,067	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100	182,100
うち基準外繰入金		6,322											
資本的収支分		68,967	63,518	74,611	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600	74,600
うち基準内繰入金		507	532	625	625	625	625	625	625	625	625	625	625
うち基準外繰入金		68,460	62,986	73,986	73,975	73,975	73,975	73,975	73,975	73,975	73,975	73,975	73,975
合計		212,516	218,517	256,678	256,700	256,700	256,700	256,700	256,700	256,700	256,700	256,700	256,700

投資・財政計画(農業集落排水事業)  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
1	総収入	33,246	27,707	18,159	18,336	18,063	17,790	17,479	17,206	16,933	16,661	16,388	16,037
(1)	営業収入	10,567	10,519	10,433	10,636	10,363	10,090	9,779	9,506	9,233	8,961	8,688	8,337
	ア 料金収入	10,567	10,519	10,433	10,636	10,363	10,090	9,779	9,506	9,233	8,961	8,688	8,337
	イ 受託工事収入												
	ウ その他												
(2)	営業外収入	22,679	17,188	7,726	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
	ア 他会計繰入金	19,448	17,188	7,723	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
	イ その他	3,231	3	3									
2	総費用	21,830	17,292	7,062	6,703	6,384	6,057	5,721	5,377	5,024	4,665	4,324	4,010
(1)	営業費用	17,308	13,075	3,148	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	ア 職員給与												
	イ 退職手当	17,308	13,075	3,148	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
(2)	営業外費用	4,522	4,217	3,914	3,603	3,284	2,957	2,621	2,277	1,924	1,565	1,224	910
	ア 支払利息	4,522	4,217	3,914	3,603	3,284	2,957	2,621	2,277	1,924	1,565	1,224	910
	イ その他												
3	収支差引(A)-(D)	11,416	10,415	11,097	11,633	11,679	11,733	11,758	11,829	11,909	11,996	12,064	12,027
1	資本的収入	3,205	2,556	6,249	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
(1)	地方債												
(2)	他会計補入金	3,205	2,556	1,149	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
(3)	他会計借入金												
(4)	固定資産売却代金												
(5)	国(都道府県)補助金			3,000									
(6)	工事負担金												
(7)	その他			2,100									
2	資本的支出	14,621	12,971	13,274	13,585	13,904	14,231	14,567	14,911	15,264	15,117	14,309	13,201
(1)	建設改良費												
(2)	地方償還金	14,621	12,971	13,274	13,585	13,904	14,231	14,567	14,911	15,264	15,117	14,309	13,201
(3)	他会計長期借入金返還金												
(4)	他会計への繰出金												
(5)	その他												
3	収支差引(F)-(G)	△ 11,416	△ 10,415	△ 7,025	△ 12,485	△ 12,804	△ 13,131	△ 13,467	△ 13,811	△ 14,164	△ 14,017	△ 13,209	△ 12,101

投資・財政計画(農業集落排水事業)  
(収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)											
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収支再差引	(E)+(I)			4,072	△ 852	△ 1,125	△ 1,398	△ 1,709	△ 1,982	△ 2,255	△ 2,021	△ 1,145	△ 74
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)			4,072	△ 852	△ 1,125	△ 1,398	△ 1,709	△ 1,982	△ 2,255	△ 2,021	△ 1,145	△ 74
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(N)-(O)			4,072	△ 852	△ 1,125	△ 1,398	△ 1,709	△ 1,982	△ 2,255	△ 2,021	△ 1,145	△ 74
赤字	(P)												
赤字	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	91	92	89	90	89	88	86	85	83	84	88	93
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	10,567	10,519	10,433	10,636	10,363	10,090	9,779	9,506	9,233	8,961	8,688	8,337
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{((R))/(S) \times 100}{((R))/(S) \times 100}$												
健全化法施行令第10条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{((T))/(V) \times 100}{((T))/(V) \times 100}$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	192,823	179,852	166,578	152,993	139,090	124,859	110,292	95,381	80,117	65,000	50,691	37,490
○他会計繰入金	(Y)												
区分	年度	(単位:千円)											
収益的収支分		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
うち基準内繰入金		19,448	17,188	7,723	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
うち基準外繰入金		19,242	17,188	7,723	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
資本的収支分		206											
うち基準内繰入金		3,205	2,556	1,149	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
うち基準外繰入金		3,205	2,556	1,149	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
合計		22,653	19,744	8,872	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800

## 第5章 効率化・経営健全化の取組み

### 5-1 投資についての取組み

#### ①改良に関する事項

改築・更新は、管渠は布設から30年、処理場は機械・電気設備は設置から15年を目途に調査を実施し、調査結果を踏まえて、改築・更新を行っていく方針である。

#### ②処理区統合に関する事項

今後、計画的な施設の改築・更新を行っていくために、処理区の統廃合も視野に検討を行っていく方針である。

##### ・特定環境保全公共下水道事業

平成26年度に中津浜浦浄化センターを廃止し、船越浄化センターに統合したことで、3処理施設から2処理施設に減少となり、維持管理費の削減に繋がっている。

維持管理費削減の観点から、今後は、船越浄化センターと、五ヶ所・切原・飯満浄化センターの統合が課題となってくるが、施設的には、五ヶ所・切原・飯満浄化センターのほうが、船越浄化センターよりも新しく、処理能力も大きいことから、船越浄化センターを五ヶ所・切原・飯満浄化センターへ統合するのが一般的であると考えられる。しかし、五ヶ所・切原・飯満浄化センターは、地盤が低いことから、地震時の津波による被害を受けやすいというデメリットがあり、海拔20m以上の位置にある船越浄化センターのほうが、防災面では優位である。

ただし、施設の統合については、老朽化に伴う改築更新費や、処理能力についての検討が必要となってくる。

##### ・農業集落排水事業

穂原東地区については、他の処理区と離れていることから、他の処理区への統合は、新たな管路工事等に莫大な費用が必要となるため、現実的ではないと考える。

##### ・漁業集落排水事業

漁業集落排水施設は、町全体で6施設あるが、統廃合が可能な施設としては、田曾浦浄化センターと宿浦浄化センターの2施設が考えられる。両施設



は6施設の中でも唯一処理区が隣接する施設であるため、施設統合は可能と考えられる。しかし現在の状況は、両施設とも流入量に対する処理能力に余裕がないため、統合するには施設の能力アップや、増設等の対応が必要となる。

また、防災面では、地震時での津波の影響を考慮すると、高台に建設されている宿浦浄化センターへの統合が望ましいと考えるが、施設の老朽化が激しいことから、改築更新費に多額の費用が発生する可能性がある。

各処理区の統合に関しては、今後の施設の更新需要、人口や使用水量の動向などに注視しながら、各処理区の状況把握を行い、効率的な維持管理を行うための統合計画について検討していく必要がある。

### ③投資の平準化に関する事項

今後、増加する建設改良費について、将来的に策定予定であるストックマネジメント計画に基づき、改築更新の優先順位を設定し、事業費の平準化を行い、効率的・効果的に改築更新を行っていく方針である。

## 5-2 財源についての取組み

### ①下水道の早期水洗化に関する事項

下水道の整備が完了しても、下水道に接続されない限り、公衆衛生の向上といった本来の下水道の役割を果たすことができないばかりか、使用料収入の増加も見込めない。しかしながら、高齢化世帯の増加等により、接続がなかなか進まない状況であることも事実である。よって、下水道の供用が開始された際には、広報活動（広報誌、HP掲載等）により、速やかに接続していただくように早期水洗化に努める。

### ②下水道使用料の見直しに関する事項

当面は、現行の料金水準による下水道使用料で経営を行っていく方針であるが、将来的には、施設の更新需要及び、水需要や財務状況などの検証を行いながら、適正な使用料水準の設定について、検討していく必要がある。

## 5-3 投資以外の経費についての取組み

### ①組織、人材に関する事項

現在の上下水道課の職員数は9人で、内排水係は4人ある。今後、下水道の

整備、改築・更新、維持管理といった業務量は増加することが予想されるため、適切な人材や職員数を配置する必要がある。しかしながら、人口が減少傾向にある中で、職員数の増加は見込めない状況である。よって、包括的民間委託等の民間委託、PPP/PFI といった、民間活力を導入していくことについても、今後検討していく必要がある。

また、技術職員の退職に伴い、若手職員への技術継承を行っていくことや、維持管理や災害対応等に関する研修会への参加による人材育成も継続的に行っていく必要がある。

## ②民間活力の活用に関する事項

上記でも記載しているが、今後増大する業務量に対して、安定した下水道事業を運営していくためには、民間活力やノウハウを活用していく必要がある。ただし、民間活力を導入する際には、メリット・デメリット、コスト削減効果等を十分に検討し、導入についての判断を行う必要がある。

## 5-4 その他の取組み

### ①危機管理対策に関する事項

地震や津波等の災害発生時に、人・モノ等が被災した場合においても、業務を速やかに復旧、又は継続できるように、組織の体制、行動計画等を取りまとめた、「業務継続計画（BCP 計画）」を策定する必要がある。

## 第6章 経営戦略の進捗管理

今回、策定した経営戦略は、毎年度進捗管理（ローリング）を行うとともに、5年を目安に計画の見直しを行うこととする。

見直しにあたっては、PDCAサイクル（計画策定：Plan、実施：Do、検証：Check、見直し：Action）を活用し、投資・財政計画の実績とのかい離やその原因分析を行い、その結果を計画に反映させる。また、実績とのかい離が著しい場合には、収支予測方法や収支ギャップ解消に向けた取組等についても見直しを行うこととする。

また、毎年度の進捗管理にあたっては、経営比較分析表の各種経営指標を活用することより、進捗管理を行うこととする。あわせて、行政内部による進捗管理だけでなく、学識経験者等の外部の意見を取り入れる等、チェック体制についても今後検討していく方針である。